

運営指導において 指摘が多い事項等について

宇城市福祉部高齢介護課

用語及び記号に係る説明①

- **運営基準**：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（H18.3.14 厚生労働省令第34号）
- **運営解釈**：指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（H18.3.31 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）
- **報酬基準**：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18.3.14 厚生労働省告示第126号）
- **報酬解釈**：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H18.3.31 老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）
- **予防運営基準**：指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（H18.3.14 厚生労働省令第36号）
- **予防報酬基準**：指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18.3.14 厚生労働省告示第128号）

用語及び記号に係る説明②

- 各地域密着型サービスは、下記のとおり省略します。

地デイ：地域密着型通所介護

認デイ：(介護予防)認知症対応型通所介護

小規模：(介護予防)小規模多機能型居宅介護

GH：(介護予防)認知症対応型共同生活介護

地特定：地域密着型特定施設入居者生活介護

地特養：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型サービス

地デイ

認デイ

注意が
必要！

▶ 従業員の員数等について（地デイを一例に紹介）

- 関連法規等（一部抜粋）：生活相談員は、サービスの提供日ごとに、当該サービスを提供している時間帯に生活相談員（専従）が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を置くこと。
- 指摘内容：サービスを提供している時間帯を通じて、専従の生活相談員を1以上確保しなければならないが、事業所には常勤の生活相談員が1名しかいないため、当該生活相談員が不在の日は生活相談員を確保できていない状態である。早急に見直し、適切に配置すること。

※ 生活相談員は、サービスを提供している時間帯を通じて専従である必要はあるが、常勤・非常勤の有無は問わない。

地域密着型サービス

小規模

GH

地特定

地特養

指摘が
多い事項

▶ 従業員の員数等について（小規模を一例に紹介）

- 関連法規等（一部抜粋）：事業者が当該サービスを行う事業所ごとに置くべき従業員の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯にサービスの提供に当たる従業員は、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3またはその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる者を1以上とする。なお、**利用者の数は、前年度の平均値とする。**
- 指摘内容：通いサービスの提供に当たる者は、通いサービス利用者の前年度の平均値をもとに配置しなければならないが、日ごとで必要な人数しか配置されていないため、早急に見直し、適切に人員を配置すること。

※人員欠如の場合、人員欠如に係る減算や、人員欠如になることで算定できなくなる加算（小規模だと、看護職員配置加算やサービス提供加算等が該当。特に、サービス提供加算に関しては、算定できなくなるだけでなく、処遇改善加算に影響が出る可能性もあります。）が発生します。

地域密着型サービス共通 全て

▶ サービスの提供の記録について

- 関連法規等（一部抜粋）： サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者等からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。
- 指摘内容： サービスの提供日や具体的なサービス内容、利用者等の心身の状況その他必要な事項の記録が残っていないため、記録を適切に残すための体制を整えること。

地域密着型サービス

小規模

GH

地特定

地特養

▶ 身体的拘束等の適正化について

※集団指導のスライド中に、赤文字で記載しているため、そちらを参照ください。

● 概要

1. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
2. 身体的拘束等適正化検討委員会は3ヶ月に1回以上開催すること
3. 指針に設けるべき項目に留意すること
4. 研修は年2回以上実施すること（全ての従業者が参加ができるよう体制を整える）
5. 研修の実施内容は記録すること
6. 上記2～4は、身体拘束等の実施の有無に関わらず実施すること

地域密着型サービス共通 全て

▶ 地域密着型サービス計画の同意について

- 関連法規等（一部抜粋）：地域密着型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者等またはその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。
- 指摘内容：本人ではなく、その家族等の署名しかない場合は、本人の同意を得ているとは言えないため、本人に署名、もしくは、本人の氏名をその家族等に代筆してもらえよう、体制を見直すこと。なお、後者の場合は、代筆者の氏名及び続柄も記入してもらうこと。

地域密着型サービス共通 全て

指摘が
多い事項

▶ 地域密着型サービス計画に係る記録について

- 関連法規等（一部抜粋）：地域密着型サービス計画を作成した際には、当該地域密着型サービス計画を利用者等に交付しなければならない。
- 指摘内容：事業所にて保管されている資料等では、地域密着型サービス計画を利用者等に交付したことが確認できなかったため、記録を残す体制を整えておくこと。

地域密着型サービス共通 全て

指摘が
多い事項

▶ 勤務表の作成について

- 関連法規等（一部抜粋）：事業所または施設ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする。
- 指摘内容：勤務表では、当該事業所等の従業員に係る日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等が不明確であったため、明確にすること。
- 備考：管理者が当該事業所等の他の業務と兼務している場合、当該事業所等の員数を適切に把握するために、それぞれの勤務時間が分かるように作成すること。また、管理者の勤務時間について、運営基準上の規定はないが、適切な時間を設けること。

10

例)

氏名	職種	勤務形態	1日	2日	3日	...	31日	勤務時間合計	備考
宇城 太郎	管理者	常勤兼務	2 h	2 h	休	...	2 h	40 h	計画作成担当と兼務
宇城 太郎	計画作成担当者	常勤兼務	6 h	6 h	休	...	6 h	120 h	管理者と兼務
宇城 花子	介護職員	常勤専従	8 h	休	8 h	...	8 h	160 h	—
宇城 うき	機能訓練指導員	非常勤専従	2 h	2 h	2 h	...	休	40 h	別事業所の介護職員と兼務

地域密着型サービス共通 全て

指摘が
多い事項

▶ ハラスメントについて

- 関連法規等（一部抜粋）：事業主には、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられており、セクシャルハラスメントについては、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意する。
- 指摘内容：事業所等のハラスメントに係る指針の中に、セクシャルハラスメントについて、利用者やその家族等から受けるものが含まれていないため、追記すること。
- 備考：運営解釈では、カスタマーハラスメント（顧客等からの著しい迷惑行為）についても、他のハラスメントと同様の措置を講じることが望ましいとなっているため、その中に、利用者やその家族等から受けるセクシャルハラスメントを明記することでも可。

地域密着型サービス共通 全て

指摘が
多い事項

▶ 業務継続計画の策定等及び虐待の防止について

※集団指導のスライド中に、赤文字で記載しているため、そちらを参照ください。

● 概要（業務継続計画の策定等）

1. 研修及び訓練はサービス種別ごとに適切な回数以上実施すること（全ての従業者が参加ができるよう体制を整える）
2. 研修の実施内容は記録すること

● 概要（虐待の防止）

1. 委員会を定期的を開催すること
2. 指針に設けるべき項目に留意すること
3. 研修の実施内容は記録すること
4. 運営規定に虐待の防止に係る事項を定めること（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を置くこと）

地域密着型サービス共通 全て

指摘が
多い事項

▶ 非常災害対策に係る訓練について

- 関連法規等（一部抜粋）：事業者は、非常災害対策に係る訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 指摘内容：当該事業所では、地域住民との訓練の実施がなかったため、避難訓練開催時には、地域住民へ声かけや運営推進会議を活用する等、地域住民の参加が得られるよう努めること。

地域密着型サービス共通 全て

▶ 感染症の予防及びまん延防止のための措置について

- 関連法規等（一部抜粋）：当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一． 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。（中略）
 - 三． 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 （地デ
イ・認デイ・小規模の場合は各々年1回以上、GH・地特定・地特養の場合は各々年
2回以上） に実施すること。
- 指摘内容：感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会及び研修並びに訓練について、実施した旨を確認できなかったため、適切な頻度で実施すること。

地域密着型サービス共通 全て

▶ 掲示について

- 関連法規等（一部抜粋）：事業者は、当該事業所等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。なお、これらの書面を当該事業所等に備え付け、かつ、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。
- 指摘内容①：当該事業所では、運営規程の概要等の書面を掲示していないため、早急に掲示すること。
- 指摘内容②：当該事業所では、運営規程の概要等の書面を閲覧できる状態にしているが、事務室内に保管されており、関係者が自由に閲覧できる状態とは言えないため、保管場所を見直すこと。

地域密着型サービス

地デイ

認デイ

小規模

GH

地特定

▶ 秘密保持について

- 関連法規等（一部抜粋）： サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いる場合は利用者等の同意を、その家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。
- 指摘内容： 家族の個人情報の利用に係る同意について、代理人はあくまで利用者の代理であるため、代理人欄だけではなく、家族代表者欄を設けること。

地域密着型サービス共通 全て

指摘が
多い事項

▶ 運営推進会議の開催頻度について

- 関連法規等（一部抜粋）：事業者は、サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、地デイ・認デイの場合はおおむね6月に1回以上、小規模・GH・地特定・地特養の場合はおおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。
- 指摘内容：当該事業所で開催すべき頻度に達していなかったため、適切な頻度で行えるよう、体制を見直すこと。

地域密着型サービス

小規模

GH

▶ 自己評価の実施について

- 関連法規等（一部抜粋）：1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うこと。（外部評価については省略。）
- 指摘内容：外部評価については、「外部評価の実施回数に係る適用申請」の対象に該当する場合は2年に1回となるが、自己評価については、1年に1回以上実施しなければならないため、適切に実施ができるよう、早急に体制を整えること。

地域密着型サービス共通 全て

▶ 事故報告書について①

- 関連法規等（一部抜粋）：事業者は、利用者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者等の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 指摘内容：明らかに怪我に至った事故や緊急搬送された事故があったにもかかわらず、事故報告書の未作成や市町村へ連絡を行わないなど、事故に対する認識及び事故発生後の対応が適切でない事案が確認できた。記録方法の見直しや事故発生の原因究明及び再発生を防ぐための対策を講じるための体制、並びに、事故発生時に必要な書式及び手順の整備等を行い、従業員へ周知し、提示すること。

地域密着型サービス共通 全て

▶ 事故報告書について②

▶ 宇城市の集団指導（共通編）より、一部抜粋。

▶ 「連絡の対象とする事故の範囲」

- サービス提供による利用者の事故等 事業者側の過失や責任の有無に関らず、利用者が死亡又は医療機関での治療を要する程度の状態に至ったものを原則とする。
- 食中毒、感染症の集団発生。（保健所等にも連絡）
- 火災・震災・風水害等により、施設設備の相当程度の破損を伴うなど、介護サービスの提供に重大な影響のあったもの。
- 施設（事業所）の体制の問題等により、利用者の処遇に影響があったもの。

（利用者・家族等の個人情報漏洩、誤嚥、誤薬、送迎中の事故等※怪我等がなくても要報告）

地域密着型サービス

地デイ

認デイ

▶ 入浴介助加算（研修の実施）について

- 関連法規等（一部抜粋）：入浴介助に必要な技術の更なる向上を図る観点から、入浴介助加算（Ⅰ）の算定要件に、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うことを新たな要件として設ける。
- 指摘内容：入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行っていなかったため、今年度中に研修を実施し、今後も研修が実施できる環境を整えること。

注意が
必要！

地域密着型サービス

小規模

▶ 総合マネジメント体制強化加算（計画書の見直し）について

- 関連法規等（一部抜粋）：利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、適切に小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行うこと。
- 指摘内容：利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、小規模多機能型居宅介護計画の見直しは行えているが、多職種協働ではなく、介護支援専門員のみで行われているため、多職種協働で見直しが行える体制を整えること。

注意が
必要！

地域密着型サービス

GH

地特養

- ▶ **認知症チームケア推進加算（ケア計画策定やカンファレンスの開催）について**
- 関連法規等（一部抜粋）：チームは、本加算の対象者である入所者等個人に対し計画的に BPSD の評価指標を用いて評価を実施し、その評価の結果に基づき、チームケアの計画を作成・実施すること。計画の作成にあたっては、**評価の結果と整合性が取れた計画を、個々の入所者等の状態に応じて個別に作成することとし、画一的な計画とならないよう留意すること**。また、ケアの質の向上を図る観点から、チームケアを実施するにあたっては、**対象者 1 人につき月 1 回以上の定期的なカンファレンスを開催**し、BPSD を含めて個々の入所者等の状態を評価し、ケア計画策定、ケアの振り返り、状態の再評価、計画の見直し等を行うこと。
- 指摘内容：加算を算定しているにもかかわらず、本加算の対象者の個別のケア計画の策定や月 1 回以上の定期的なカンファレンスの開催を行っていなかった。早急に個別のケア計画の策定及び月 1 回以上の定期的なカンファレンスが開催できる体制を整えること。

地域密着型サービス共通 全て

▶ サービス提供体制強化加算（職員の割合）について

- 関連法規等（一部抜粋）： 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届出を提出しなければならない。
- 指摘内容： 直近3月間の職員の割合が、当該加算算定に必要な割合を下回っているにもかかわらず、継続して当該加算を算定していた。割合が下回っていた期間については過誤調整を行い、早急に体制届の提出及び職員配置を見直すこと。

地域密着型サービス

小規模

▶ サービス提供体制強化加算（研修計画の策定及び会議の開催）について

- 関連法規等（一部抜粋）：（１）従業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し研修を実施又は実施を予定していること。なお、計画については、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定すること。（２）利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。なお、会議はおおむね1月に1回以上開催し、「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達」については、少なくとも、① 利用者のADLや意欲、② 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望、③ 家庭環境、④ 前回のサービス提供時の状況、⑤ その他サービス提供に当たって必要な事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。
- 指摘内容：当該加算を算定しているにもかかわらず、個別具体的な研修計画が未策定であった。また、会議は実施しているとのことだが、会議の記録及び記載すべき事項の記載がなかった。記録等が確認できない期間については過誤調整を行い、早急に計画の策定及び会議の記録を行える体制を整えること。

地域密着型サービス共通 全て

指摘が
多い事項

- ▶ **処遇改善加算等（従業員への周知及び就業規則等への明記等）について**
- 関連法規等（一部抜粋）：書面や計画等に明記が必要なキャリアパス要件の場合は、適切に書面や計画等に明記し、それらを従業者へ周知すること。
- 指摘内容：任用要件・賃金体系や昇給の仕組みなどについては、書面による整備がされておらず、また、研修の実施等については、具体的な計画がなかった。さらに、これらについて、従業者に口頭にて伝えているとのことだが、会議録や周知文等の記録はなく、聞き取りの結果、それらについて知っている従業者もいなかった。整備等が確認できなかった年度については、過誤調整を行うこと。

地域密着型サービス共通 全て

▶ 会議や研修、評価等の記録について

- 指摘内容：加算全般について、算定要件にある会議や研修、評価等の記録が残っていなかった。記録が必要なもの、または、記録がないと確認できないものは、適切に記録し、5年間保管すること。

指摘が
多い事項

ご清聴ありがとうございました